

令和5年5月2日

豊明市立沓掛小学校 保護者の皆様

豊明市教育委員会教育長 藤井 和久

## 5月8日からの新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃から、本市の教育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年5月8日からの「新型コロナウイルス感染症への対応」については下記のとおりといたします。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 風邪症状・濃厚接触者の取扱いについて

- (1) 5月8日以降は、風邪症状で欠席した場合、出席停止の対象にはなりません。
- (2) 同居家族が感染した等であっても新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない児童生徒については、出席を控える必要はありません。なお欠席した場合出席停止の対象にはなりません。

#### 2 登校前および登校後の対応について

- (1) これまでお願いしていた「健康チェックカード」による報告は**求めません。**
- (2) お子様が 発熱や咽頭痛、咳等のふだんと異なる症状がある場合は無理をせずに自宅で休養させ、登校を控えることを推奨します。ただし**出席停止の対象にはなりません。**
- (3) 登校後に、体調不良が見られる場合は、保護者の方でお迎えをお願いいたします。
- (4) 感染対策として、お子様に清潔なハンカチ・ティッシュ、必要に応じてマスク等を持たせてください。

#### 3 出席停止期間の変更について

- (1) 5月8日から、児童生徒本人の感染が確認された場合の出席停止を次のようにします。

**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**

- (2) 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から数えてください。
- (3) 「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向である場合をいいます。
- (4) 「学校保健安全法施行規則一部改正」の中では、「出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること」となっています。

新型コロナウイルス感染症に関して、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等が行われることを心配します。また、マスク着用の有無による差別や偏見も同様です。人権尊重、個人情報保護にくれぐれもご理解とご配慮をお願いします。

【連絡先】沓掛小学校 教頭 近藤雅恵 TEL0562-92-0743